

仕 様 書

1. 調達範囲

本仕様書に定める本件調達機器のハードウェア、ソフトウェア及び仕様許諾ライセンス等を調達物品とする。

また、本件調達機器のハードウェア及びソフトウェアを使用するために必要な接続部品（ケーブル等）、並びに本仕様書に明記された範囲に係るソフトウェアインストール、設定等の作業、指定された設置場所への納入、据付け、設置工事及び動作確認作業に係る役務も本調達へ含める。

2. 納品場所及び設置台数

- (1) 納品場所及び台数は別紙1のとおり
- (2) 機器設置場所は別添のとおり

3. 納品期限

令和4年3月25日（金）

4. ハードウェア及びソフトウェア

本件調達機器は主として以下の機器で構成され、別紙2-①から別紙2-⑤までの仕様を満たすものとする。

- (1) 閲覧監視用単方位カメラ（ボックス型）
- (2) 乙号事務実施状況確認用単方位カメラ（ドーム型）
- (3) 郵送事務記録用単方位カメラ（ボックス型）
- (4) ハードディスクレコーダー
- (5) モニター

5. 録画設定について

- (1) 単方位カメラは1920*1080以上の解像度で録画すること。ただし、個人情報保護の観点から撮影範囲の各種書類において個人情報撮影される場合は、該当するカメラについて当局会計課担当職員に報告の上、録画解像度を変更すること。
- (2) 平日7時から19時までは連続録画とし、休日を含むそれ以外の時間はモーション録画の設定を行うこと。
- (3) 全カメラ10コマ/秒で録画すること。
- (4) 録画期間は原則2か月以上とすること。
- (5) 原則2か月以上の録画を行うために十分なHDDを搭載すること。
- (6) データ冗長化のため、HDDはRAID1（ミラーリング）以上の設定を行うこと。

6. 機器の設置について

- (1) カメラ等の設置場所は、別添を参考にすること。

- (2) ハードディスクレコーダーの設置位置は、現地担当職員の指示に従うこと。
- (3) LANケーブルは、カテゴリ5とし、ケーブルの色は当局会計課担当職員の指示に従うこと。
- (4) 関連法令に基づく技術基準及び標準工法により、必要な配線作業を実施すること。
- (5) 設置に当たり、庁舎及び当局の備品等を損傷しないよう、必要な処置を行うこと。
- (6) 具体的な設置工事スケジュールについては、当局会計課担当職員と別途調整するものとする。

7. その他

- (1) 全ての納入物品は、納入時において新品、未使用であること。
- (2) 設置工事は月曜日から金曜日までの平日17時15分以降又は休日に実施すること。
- (3) 本件調達機器設置後、機器設置場所を記載した平面図を当局へ提出すること。平面図については、PDF形式のファイルを作成し、CD-Rで提出すること。
- (4) 調達機器に係る取扱説明書等のマニュアルを配布の上、納品後の動作確認作業時に現地担当職員に対し、操作説明等を実施すること。
- (5) 納入終了時は受領書を徴し、当局会計課担当職員に提出すること。
- (6) 撤去したカメラ等（撤去機器に接続されている配線等を除く）については撤去後、現地担当職員へ引き渡すこと。
- (7) 使用した梱包材などは全て持ち帰ること。
- (8) 本件機器の設置に必要な電源の準備は、当局が負担する。
- (9) 納入物品に係る無償保証期間は、納入期限の翌日から1年間とする。無償保証期間中に、納入した機器に障害が発生した場合は、納入者は、当局職員からの要請により、原則、要請の時から24時間以内に当該機器の設置場所に担当者を派遣して修理等に着手し、当該機器を正常な状態に回復させること。したがって、納入者は、無償保証期間中の修理、交換等に対応できるサービス拠点を有し、かつ、障害時に即応できる迅速にして十分な体制を有していること。
なお、無償保証期間中の修理、交換等に係る費用は、納入者の負担とする。
- (10) 納入に当たり、不明な点がある場合は、随時、当局会計課担当職員に報告し、協議の上解決すること。

納品場所及び設置台数

| 名称 | 所在 | 更新台数 | | | | | |
|----------------|-------------------|-----------|-----------------|-------------|--------------|------|--|
| | | ボックス型 | ドーム型 | ボックス型 | ハードディスクレコーダー | モニター | 備考 |
| | | ①閲覧監視用カメラ | ②乙号事務実施状況確認用カメラ | ③郵送事務記録用カメラ | | | |
| 福岡法務局 八女支局 | 福岡県八女市稲富127番地 | 3台 | 3台 | 2台 | 1台 | 1台 | 左記①, ②及び③カメラのハードディスクレコーダーとして1台, モニターとして1台, 計2台を設置する(別添参照)。 |
| 福岡法務局 西新出張所 | 福岡県福岡市早良区祖原14番15号 | 3台 | 0台 | 0台 | 1台 | 1台 | 左記①カメラのハードディスクレコーダーとして1台, モニターとして1台, 計2台を設置する(別添参照)。 |

(1) 閲覧監視用単方位カメラ

<機器及び仕様>

| 機器名称 | 仕様 |
|---------------|--|
| カメラ (BOX型) | <ul style="list-style-type: none"> ① カメラ形状はボックス型とする。 ② 300万画素以上の画素数を有すること。 ③ 有効画素数が2048×1536以上であること。 ④ H. 264及びH. 265のビデオ圧縮による映像の伝送が可能であること。 ⑤ 300万画素以上の映像を25コマ/秒で伝送可能であること。 ⑥ ONVIFに対応していること。 ⑦ カラー撮影時の最低被写体照度は0.1ルクス以下であること。 ⑧ イメージセンサーは1/1.8型から1/3型までのCMOSセンサーとすること。 ⑨ フリッカーレス機能、逆光補正機能及び自動ホワイトバランス機能を有すること。 ⑩ RJ-45のLANポートを有すること。 ⑪ DHCP又はIPv4により、固定のIPアドレスを設定することが可能であること。 ⑫ Webブラウザにより日本語による設定が可能であること。 ⑬ PoE給電による駆動すること（IEEE802.3af準拠）。 ⑭ 消費電力は6.5W以下であること。 ⑮ 焦点距離が2.8mm～12mmのメガピクセル対応のバリフォーカルレンズを併せて納入すること。 ⑯ 必要に応じて、天井取付金具を併せて納入し、設置すること。 |

(2) 乙号事務実施状況確認用単方位カメラ

<機器及び仕様>

| 機器名称 | 仕様 |
|---------------|--|
| カメラ (ドーム型) | <ul style="list-style-type: none"> ① カメラ形状はドーム型とする。 ② 200万画素以上の画素数を有すること。 ③ 有効画素数が1920×1080以上であること。 ④ H. 264及びH. 265のビデオ圧縮による映像の伝送が可能であること。 ⑤ 180万画素以上の映像を25コマ/秒で伝送可能であること。 ⑥ ONVIFに対応していること。 ⑦ カラー撮影時の最低被写体照度は、0.1ルクス以下であること。 ⑧ イメージセンサーは、1/1.8型から1/3型までのCMOSセンサーとすること。 ⑨ フリッカーレス機能、逆光補正機能及び自動ホワイトバランス機能を有すること。 ⑩ RJ-45のLANポートを有すること。 ⑪ DHCP又はIPv4により、固定のIPアドレスを設定することが可能であること。 ⑫ Webブラウザにより日本語による設定が可能であること。 ⑬ PoE給電による駆動すること（IEEE802.3af準拠）。 ⑭ 消費電力は12W以下であること。 ⑮ 焦点距離が2.8mm～12mmのメガピクセル対応のバリフォーカルレンズを併せて納入すること。 |

(3) 郵送事務記録用単方位カメラ

<機器及び仕様>

| 機器名称 | 仕様 |
|---------------|--|
| カメラ (BOX型) | <p>① カメラ形状は、ボックス型とする。</p> <p>② 300万画素以上の画素数を有すること。</p> <p>③ 有効画素数が2048×1536以上であること。</p> <p>④ H. 264及びH. 265のビデオ圧縮による映像の伝送が可能であること。</p> <p>⑤ 300万画素の映像を25コマ/秒で伝送可能であること。</p> <p>⑥ ONVIFに対応していること。</p> <p>⑦ カラー撮影時の最低被写体照度は、0.1ルクス以下であること。</p> <p>⑧ イメージセンサーは、1/1.8型から1/3型までのCMOSセンサーとすること。</p> <p>⑨ フリッカーレス機能、逆光補正機能及び自動ホワイトバランス機能を有すること。</p> <p>⑩ RJ-45のLANポートを有すること。</p> <p>⑪ DHCP又はIPv4により、固定のIPアドレスを設定することが可能であること。</p> <p>⑫ Webブラウザにより日本語による設定が可能であること。</p> <p>⑬ PoE給電による駆動すること（IEEE802.3af準拠）。</p> <p>⑭ 消費電力は6.5W以下であること。</p> <p>⑮ 必要に応じて、天井取付金具を併せて納入し、設置すること。</p> <p>⑯ 郵送事務記録用単方位カメラは、作業動作確認用カメラと番号読み取り用カメラの2台をセットとして設置する。</p> <p>〈作業動作確認用カメラ〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 焦点距離が2.8mm～12mmのメガピクセル対応の自動絞り機能付きバリフォーカルレンズを併せて納入すること。 ・ 撮影範囲は作業台のタテ1,200mm×ヨコ1,800mmとし、撮影された映像において、作業動作が確認できること。 <p>〈番号読み取り用カメラ〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 焦点距離が5mm～50mmのメガピクセル対応の自動絞り機能付きバリフォーカルレンズを併せて納入すること。 ・ 撮影範囲は作業台のタテ300mm×ヨコ300mmとし、撮影された映像において、一文字当たり概ねタテ5mm×ヨコ3mmの数字を識別、判読できること。 |

※カメラは、作業台から1,700mmの高さに設置することを前提とする。

(4) ハードディスクレコーダー

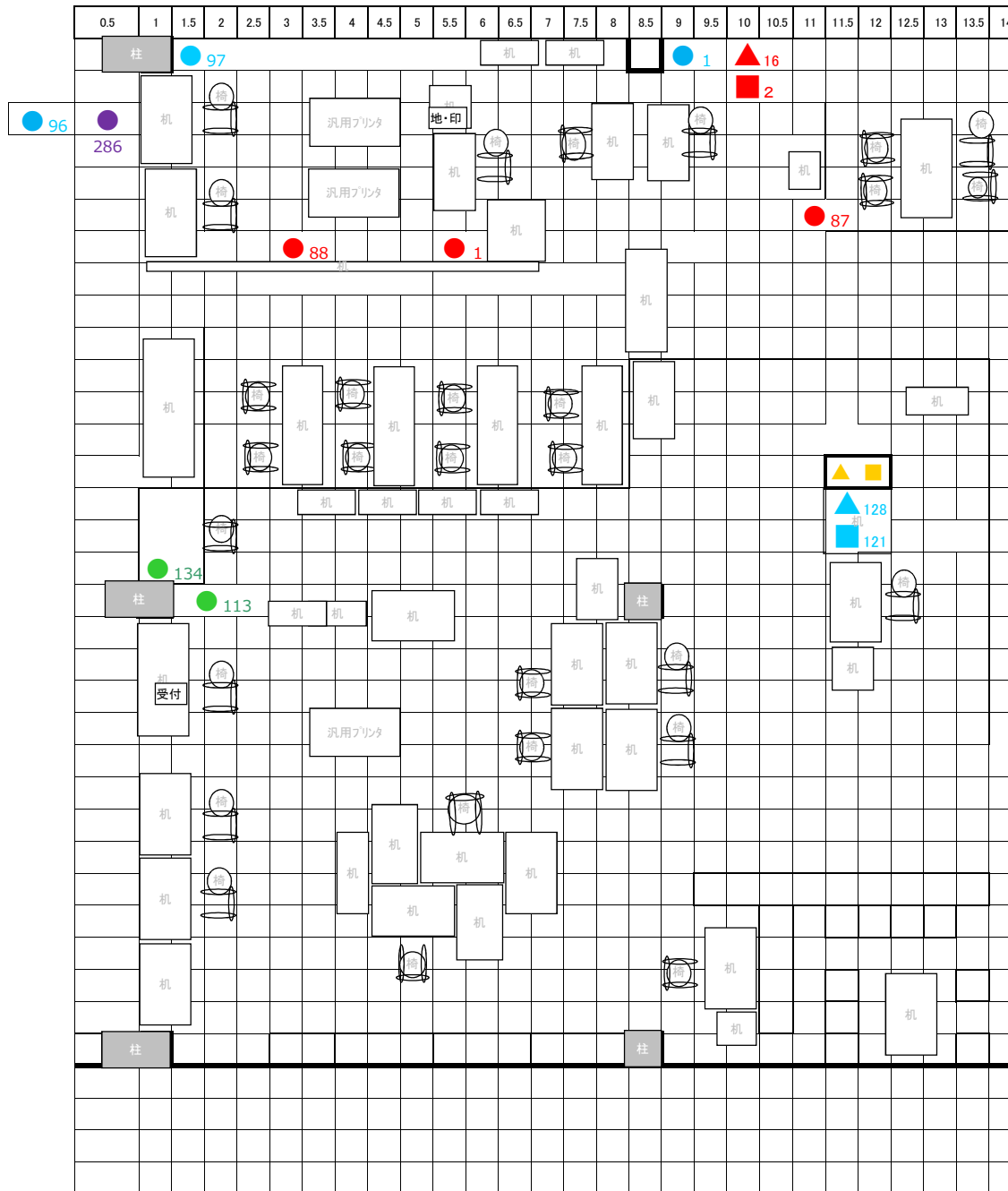
<機器及び仕様>

| 機器名称 | 仕様 |
|--------------|---|
| ハードディスクレコーダー | <ul style="list-style-type: none"> ① 外形寸法は430mm (W) × 430mm (D) × 90mm (H) 以下とする。 ② 映像入力合計16チャンネル以上を有すること。 ③ 映像出力端子を2系統以上有すること。うち1つは、HDMI出力端子であること。 ④ 画面表示は1画面、4、9、16分割又はシーケンシャルを選択できること。また複数の分割画面の設定を有すること。 ⑤ 分割表示においても完全動画で表示できること。 ⑥ 同時録画、再生機能及びスケジュール録画機能を有すること。 ⑦ 録画中であっても、再生及びデジタルズームができること。 ⑧ 単方位カメラのライブ、録画映像ともにハードディスクレコーダー上で画面展開可能であること。外部接続した専用PCでの画面展開は不可とする。 ⑨ 録画モードは、24時間モード、モーション録画モード及びセンサー録画モードが設定可能であること。 ⑩ ハードディスクレコーダーから各IPカメラの設定の変更が可能であること。 ⑪ 圧縮方式はH.264及びH.265であること。 ⑫ SATA規格4TB以上のハードディスクを2枚以上搭載すること。また、後日の追加が可能であること。 ⑬ ミラーリング機能を有すること。 ⑭ 16ポート(10/100/1000BaseT)のPoE+を内蔵していること。 ⑮ CANON/Axis/Panasonic/Sony/IDIS/Onvifの各プロトコルに対応していること。 ⑯ USBポートを有すること。 ⑰ リモコン及びUSBマウスにて操作可能であること。 ⑱ 日本語によるメニュー表示がされること。 ⑲ リアルタイム管理及び録画データの検索、再生が可能となる遠隔監視用ソフトウェアを同梱すること。 |

(5) モニター

<機器及び仕様>

| 機器名称 | 仕様 |
|------|---|
| モニター | <ul style="list-style-type: none">① 液晶モニターであること。② 21インチ以上のサイズを有すること。③ 1920×1080の映像が表示可能であること。④ VGA及びHDMI入力端子をそれぞれ1系統以上有し、入力切替の機能を有すること。⑤ ハードディスクレコーダーと接続するためのVGA又はHDMIケーブルを併せて納入し、設置を行うこと。⑥ 日本語でのメニュー表示及び設定が可能なこと。⑦ グリーン購入法に適合していること。 |

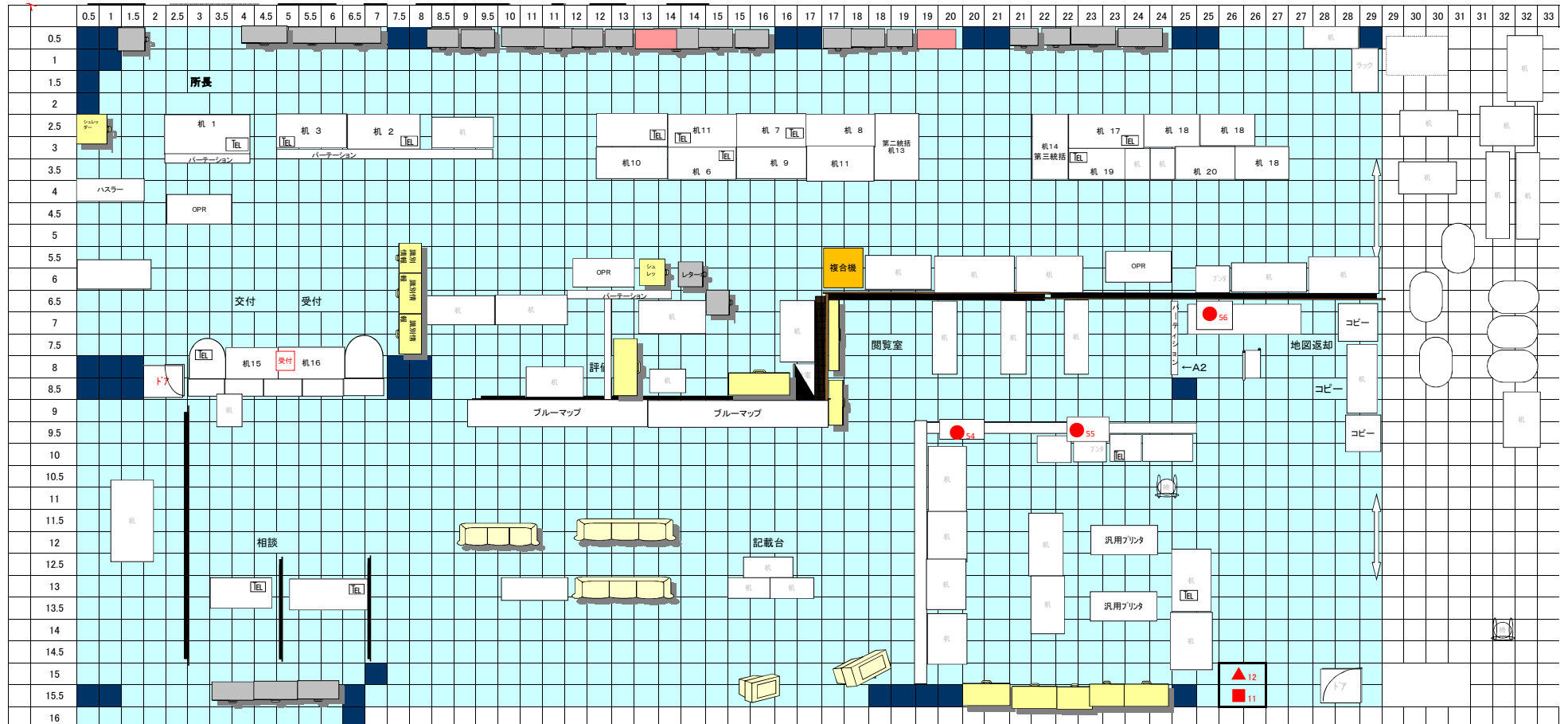


カメラ等の設置場所等について

- 1 ● 閲覧監視用単方位カメラ(ボックス型)の設置場所(3か所)。同一の場所に設置されている既存カメラと同一方向に設置する。なお、既存のカメラ(3台)は撤去する必要がある。
 - 2 ● 乙号事務実施状況確認用単方位カメラ(ドーム型)の設置場所(3か所)。同一の場所に設置されている既存カメラ3台と同一方向に設置する。なお、既存カメラ3台を撤去する必要がある。
 - 3 ● 郵送事務記録用カメラ(ボックス型)の設置場所(2か所)。同一の場所に設置されている既存カメラと同一方向に設置する。なお、既存のカメラ2台は撤去する必要がある。
 - 4 ● 乙号事務実施状況確認用単方位カメラの設置場所(1か所)。既存のカメラ1台については、カメラ本体は設置されたままの状態を残し、配線等を撤去して、既存及び新規のレコーダー等に接続しない。
 - 5 ▲ 上記1及び4の場所に設置されている既存カメラ合計4台用のモニター(1台)の設置場所。本モニターは撤去する必要がある。
 - 6 ■ 上記1及び4の場所に設置されている既存カメラ合計4台用のレコーダー(1台)の設置場所。本レコーダーは撤去する必要がある。
 - 7 ▲ 上記2及び3の場所に設置されている既存カメラ合計5台用のモニター(1台)の設置場所。本モニターは撤去する必要がある。
 - 8 ■ 上記2及び3の場所に設置されている既存カメラ合計5台用のレコーダー(1台)の設置場所。本レコーダーは撤去する必要がある。
 - 9 ▲ 新たに設置するモニター(1台)の設置予定の場所。上記1, 2及び3の場所に新設するカメラ8台のモニターとして使用する。
 - 10 ■ 新たに設置するレコーダー(1台)の設置予定の場所。上記1, 2及び3の場所に新設するカメラ8台のレコーダーとして使用する。
- ※ 上記1から8までの設置場所に表示された数字は、同場所に設置されている既存のカメラ、モニター及びレコーダーに付された当局管理の備品番号です。

福岡法務局 西新出張所 レイアウト

別添



カメラ等の設置場所等について

1 ● 閲覧監視用単方位カメラ(ボックス型)の設置場所(3か所)。同一の場所に設置されている既存カメラと同一方向に設置する。なお、既存のカメラ(3台)は撤去する必要がある。

2 ▲ 上記1の場所に設置されている既存カメラ3台用のモニター(1台)の設置場所。同一の場所に設置されている既存モニターと同一の場所に設置する。なお、本モニターは撤去する必要がある。

3 ■ 上記1の場所に設置されている既存カメラ3台用のレコーダー(1台)の設置場所。同一の場所に設置されている既存レコーダーと同一の場所に設置する。なお、本レコーダーは撤去する必要がある。

※ 上記1から3までの設置場所に表示された数字は、同場所に設置されている既存のカメラ、モニター及びレコーダーに付された当局管理の備品番号です。